

リースの情報開示とその問題点

ーリース会計基準適用初年度の結果を踏まえてー

茅 根 聡

1. はじめに
2. リース会計基準の特徴と運用上の問題点
 - (1) ファイナンス・リースの判定基準
 - (2) 注記（または資産計上）の省略に関する重要性の判断基準
3. リースの情報開示の実態
 - (1) 設備の状況の記載内容の検討
 - (2) 経理の状況に記載内容（注記情報）の検討
4. 基準の有効性と今後の課題

1. はじめに

周知のように、わが国においてリース取引の関する一連の会計ルールが整備され、1994年度の中
間期決算から段階的に実施されている。具体的には、1993年の6月に大蔵省の企業会計審議会から
公表された「リース取引に係る会計基準に関する意見書」を受けて、日本公認会計士協会から示さ
れた「リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針」（以下、両者を併せてリース会計基準と略
す）が運用上のルールとして機能している⁽¹⁾。

リース会計基準は、企業実態の開示というディスクロージャーの観点と、会計基準の国際的調和
化という要請に応えたものとして位置づけられており、わが国のリース取引の会計処理が大きく変
わることが期待されている。わが国リース会計基準の特徴は、次の2点に集約することができよう。
第1点は、法的形式よりも経済的実質を優先するとの立場から、ファイナンス・リース取引につい
て原則として通常の売買取引に準じた会計処理を要求することによって、当該取引によって生じた
資産及び負債を貸借対照表に計上するという資本化処理を原則としたという点である。ただし、
リース業界やリース利用企業に対する配慮から、所有権が移転しないファイナンス・リースについ
ては賃貸借取引に準じた会計処理（賃貸借処理）を採用し、注記において資本化処理に相当する情
報（資産情報、負債情報、損益情報、処理基準）を開示することが容認されている。この結果、い
ずれの処理も、開示の面ではリースに関する会計情報が入手することが可能となり、この点がリー
ス会計基準の最大の特徴ともなっている。

もう1点は、重要性の原則に適用によって、開示の省略や簡略注記を容認している点である。これについては具体的な金額基準や数値基準が適用されるので、ファイナンス・リースの中で、企業にとって質的にも量的にも重要なリース資産だけが開示の対象となることになる。

しかし一方では、リース会計基準の整備とは裏腹に、わが国のリース取引の実態やこれまでの税法主導のリース規制のために、リース会計基準が実務において円滑かつ有効に機能するかが重要な論点となっている。これまでわが国においては、リース取引に関して、証券取引法の企業内容等の開示の関する取扱通達及び商法計算書類規則にその開示規定があるだけで、実質的には法人税取扱通達「リース取引に係る法人税及び所得税の取扱について」（以下、リース通達と略す）による賃貸借処理が実務慣行として機能し、それがわが国リース産業の発展に寄与してきたといわれていた。したがって、会計基準の国際的調和化の名の下に、リースの会計処理を、賃貸借処理から資本化処理への転換を図ることを目的としたリース会計基準の公表にあたっては、リース業界やリース利用企業がリース取引の衰退を招くとして強い反対意見を表明してきた経緯があった。こうした状況をふまえて、実務界との擦り合わせの結果、資本化処理を原則としながらも、従来の賃貸借処理を容認する規定が設けられたのである。このように、リース会計基準の策定をめぐるのは、そこに会計基準あるいは会計規制と会計実務の対立の構図を垣間見ることができる。

そこで本稿では、リース会計基準の運用に関わる問題点を明らかにしたうえで、基準の有効性を考え、今後の改善の視点を探る一つの手掛かりとして、リース会計基準の適用初年度（1994年度）の開示実態を3月決算企業（50社）を対象に調査し、その結果を明らかにしたい。もちろん、段階的適用の初年度という制約があるので⁽²⁾、今回の調査では、原則的処理の採用の有無と賃貸借処理の採用した場合の注記内容の確認に、その主眼を置いていることをお断りしたい。

2. リース会計基準の特徴と運用上の問題点

まず、リース会計基準の運用面において、基準の有効性を左右すると思われるファイナンス・リースの判定基準及び重要性の判断基準が、わが国のリース取引の実態との関連でどのように機能するのかについて論じてみたい。

(1) ファイナンス・リースの判定基準

リース会計基準では、ファイナンス・リース取引を、リース契約に基づくリース期間の途中で当該契約を解除できない（解約不能）リース取引又はこれに準ずるリース取引で、さらにリース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受し、かつその使用に伴って生じるコストを実質的に負担する（フルペイアウト）リース取引という二つの属性を備えているものと定義している。そこで、

どのような場合に、リース取引がファイナンス・リースに該当するのかを判定する具体的な基準が問題となるが、リース会計基準では次のような判定基準が示された。

- ① リース物件の所有権が借手に移転すると認められるリース取引（以下、所有権移転ファイナンス・リースと略す）
 - (ア) 所有権移転条項付のリース（「譲渡条件付リース」とも呼ばれている）
 - (イ) 割安購入選択権付のリース
 - (ウ) 特別仕様物件のリース
- ② リース物件の所有権が借手に移転すると認められる以外のリース取引（以下、所有権移転外ファイナンス・リースと略す）
 - (エ) 見積現金購入価額の90%基準（リース料総額の現在価値が現金で購入すると仮定した合理的見積金額のおおむね90%以上）
 - (オ) 経済的耐用年数の75%基準（リース期間が経済的耐用年数のおおむね75%以上。ただし、(エ)の判定結果が大きく下回る場合は除く）

リース会計基準では、まず所有権の有無により、所有権移転ファイナンス・リースと所有権移転外ファイナンス・リースとに区分している。その上で、前者については3つの基準を、後者については2つの基準を設定し、そのいずれかに該当する場合には、フルペイアウトであるとしてファイナンス・リース取引と判定している。したがって、これらの基準に該当すれば、原則的な処理である資本化処理が適用されることになり、米国のリース会計基準（SFAS13）や国際会計基準（IAS17）と形式的には合致したものとなる。ところが、所有権移転外ファイナンス・リースについては、後者の2つの基準に該当しても⁽³⁾、従来のように賃貸借処理を維持した上で、注記において資本化に相当する会計データの開示を要求するという処理が容認されている。この点については、税務上の処理と齟齬をきたさない処理を採用することによって実務の混乱を回避しようとする配慮が働いているように思われるが、後述するように、確定決算主義の弊害として指摘されている“逆基準性”が作用したものとして捉えられている。

（2）注記（または資産計上）の省略に関する重要性の判断基準

リース会計基準では、基準を実務に適用する場合に、注記または資産計上を省略できるケースと、賃貸借処理を採用したときの注記を簡略化できるケースについて、それぞれ重要性の判断基準を定めているが、リース会計基準が有効に機能するかあるいは形式的なものにとどまるかは、この基準の具体的な判断に委ねられているという点で重要な意味をもつといえる。適用初年度であるために、簡略注記については適用外であるので、ここでは省略の規定についてのみ取り扱うことにする。こ

の規定は、リース期間が1年未満のリース取引及び企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引で、リース契約1件当たりの金額が少額のリース取引については注記を省略できるものであり、それを判断するために次のような具体的な数値基準を設けている。

(ア) 重要性の一般原則を適用する。具体的には、リース料総額を判断基準とするが、重要性の乏しい減価償却資産についての即時費用処理金額（税法の1物件当たり20万円未満基準）に利息相当額分を加えた基準値を目安として適用する。

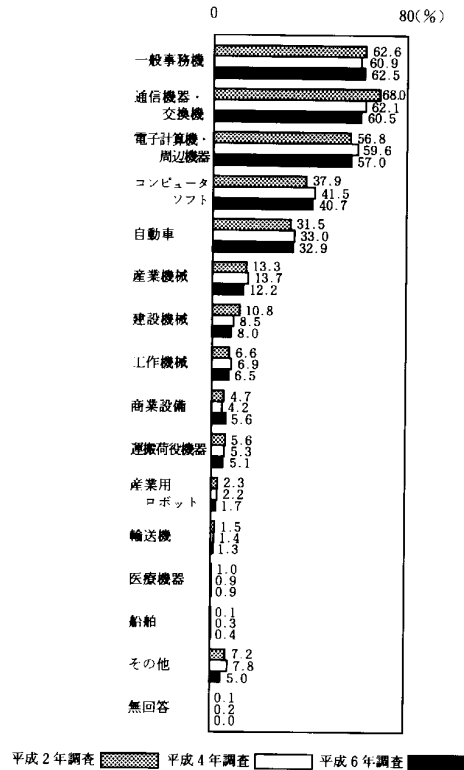
(イ) リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下の取引に適用する。

以上のように、省略に関する重要性の判断基準としては、一般原則としての重要性の原則による判断と、リース期間が1年未満あるいはリース契約1件当たりの金額が300万円基準に該当するかという具体的な指標を示している。前者については、リース物件が基幹設備であるかということに加えて、減価償却資産の費用処理基準等の内部指針にしたがって、最終的に監査人の判断に委ねられることになるが、企業の実態面から考えて実務上は一律的な線引きは難しい面がある。それに加えて、リース利用企業にとっては、1物件ではなく1契約という形態が一般的であるので、実質的には300万円基準が具体的な指針となる訳であるが、この基準が実務においてどの程度有効に機能するかが重要な論点となる。もちろん、300万円基準の設定は、実務との調整を図ったうえでの措置と思われるが、リース物件の利用割合や企業の業態によって実効性が判断されなければならないであろう⁽⁴⁾。

そこで以下では、わが国のリース取引の利用実態に照らして、判定基準と300万円基準の2つの規定の有効性を検討してみよう。

リース事業協会の需要動向調査（平成6年度）によれば、企業の約90%がリースを利用しており、また、民間設備投資に占める割合を見ても、1994年度において物件購入ベースで9.20%、契約額ベースでは10.99%と高い水準を維持している。またリース利用物件では、一般事務機（事務用機器）が62.5%、「通信機器・交換機」60.5%、「電子計算機・周辺機器」が57%、「コンピュータソフト」が40.7%、「自動車」が32.9%と上位を占めており、いわゆるOA機器の利用割合が高いことが特徴である（図1）。この点を機種別のリース契約高からみると、情報関連機器が40.9%（電算機及び関連機器35.2%、通信機器5.7%）、商業用及びサービス業用機械設備が16.1%、産業機械が12.6%、事務用機器が10.6%が上位を占めている（図2）。これらは、エレクトロニクス技術の進歩により飛躍的な技術革新を遂げている機種であり、企業の合理化・省力化ニーズの下で、積極的にリースによる導入が図られてきたものである。とりわけ、情報関連機器と事務用機器で全体の51.5%と過半数を占めており、利用割合の面と併せてもこの両者が主力のリース物件であることが理解される⁽⁵⁾。

図1 リース利用物件の割合



(注) MA: Multiple Answer (複数回答) の略。以下同じ。

〔出所〕リース事業協会『リース需要動向調査報告書』（1994年9月），9頁。

図2 機種別リース契約高

(単位：億円，%)

	平成3年度		平成4年度		平成5年度		平成6年度		対前年度比			
	リース契約額	構成比	リース契約額	構成比	リース契約額	構成比	リース契約額	構成比	3/2	4/3	5/4	6/5
情報関連機器	36,204	41.1	32,683	42.0	30,053	41.8	29,731	40.9	101.5	90.3	92.0	101.1
うち 電算機及び関連機器	31,427	35.7	28,282	36.4	26,093	36.3	25,569	35.2	102.4	90.0	92.3	100.4
通信機器	4,776	5.4	4,401	5.7	3,961	5.5	4,162	5.7	96.1	92.1	90.0	105.3
事務用機器	7,752	8.8	6,778	8.7	6,412	8.9	7,726	10.6	105.6	87.4	94.6	119.1
産業機械	14,484	16.5	12,314	15.8	10,562	14.7	9,159	12.6	110.9	85.0	85.8	90.8
工作機械	4,713	5.4	2,896	3.7	2,098	2.9	1,556	2.1	101.8	61.4	72.4	73.9
土木建設機械	1,496	1.7	1,338	1.7	1,192	1.7	1,217	1.7	98.6	89.4	89.1	98.4
輸送用機器	5,072	5.8	4,674	6.0	4,579	6.4	5,304	7.3	106.3	92.1	98.0	113.1
うち 自動車	3,810	4.3	3,541	4.6	3,369	4.7	3,917	5.4	106.7	92.9	95.1	119.2
船舶	181	0.2	76	0.1	106	0.1	55	0.1	116.6	42.1	139.0	52.3
医療機器	2,421	2.8	2,524	3.2	2,431	3.4	2,558	3.5	112.8	104.2	96.3	105.2
商業用及びサービス業用機械設置	11,189	12.7	10,724	13.8	10,774	15.0	11,674	16.1	104.5	95.8	100.5	109.0
うち 商業用機械設備	8,187	7.0	5,968	7.7	5,998	8.4	6,385	8.8	106.6	96.5	100.5	105.8
その他の	4,685	5.3	3,812	4.9	3,723	5.2	3,800	5.2	108.7	81.4	97.7	102.8
うち 理化学機器	1,228	1.4	1,048	1.3	917	1.3	975	1.3	119.1	85.4	87.5	106.5
合計	88,016	100.0	77,742	100.0	71,825	100.0	72,725	100.0	104.6	88.3	92.4	102.6

(注) 1. (社)リース事業協会調査

2. 6年度は速報値 (6/5: 対前年度比は5年度速報値との比較)

〔出所〕リース事業協会『リース・ハンドブック』（1995年10月），79頁。

しかも、その利用物件の大半は、所有権が移転しないファイナンス・リースに該当するものであり、その利用形態から判断しても、リース利用企業にとっては賃貸借としての意識が極めて強いものといえる。そのために、その利用物件が所有権移転外ファイナンス・リースと判定されたとしても、原則である資本化処理よりも容認規定である賃貸借処理を志向することは否めないと思われる。

次に、利用割合の高いリース物件の1件当たりの契約金額を調べてみると、情報関連機器が325.3万円（電算機及び関連機器は518.2万円、通信機器は95.6万円）で、産業機械が1,219万円、商業用及びサービス業用機械設備が581.8万円、事務用機器が187.2万円、自動車が278.2万円であった（表1）。この結果を300万円基準に照らして考えてみると、通信機器や事務用機器は省略の対象となり、自動車もメンテナンス・リースに該当する場合には、ファイナンス・リースの取扱いを受けないことになる。したがって、電算機及び関連機器、産業機械、商業用及びサービス業用機械設備については、少なくとも金額的には開示の対象となることが考えられる。

表1 リース物件別の比較

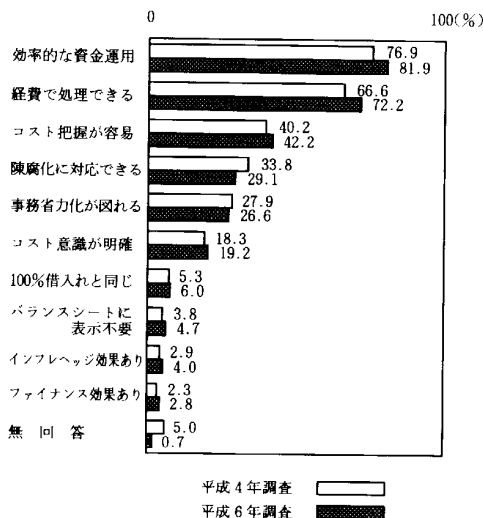
	リース契約件数の割合 (%)	1件当たりのリース 契約額 (万円)
情報関連機器	48	325.3
電算機及び関連機器	26	(518.2)
通信機器	22	(95.6)
事務用機器	21.3	187.2
産業機械	3.9	1,219
工作機械	0.57	1,412
土木建設機械	0.5	1,221
輸送用機器	7.86	350.4
自動車	7.28	(278.2)
船舶	0.008	(3,273.0)
航空機その他	0.57	(1,232.0)
医療機器	2.14	610.2
商業用及びサービス業用機械・設備	10.2	581.8
その他	5.74	329
合 計	100	376(平均額)

（資料）リース事業協会・1994年度リース年次統計により作成。

（注）調査対象会社数は協会加盟会社335社である。

さらに、リース利用のインセンティブを調べると、ファイナンス面のメリットの「効率的な資金運用ができる」(81.9%)、税務面のメリットの「リース料は経費で落とすことができる」(72.2%)、機能面のメリットの「リース料が每期一定であるためにコスト把握が容易である」(42.2%)、「陳腐化に弾力的に対応できる」(29.1%)、「所有に伴う経費や手間が省け事務の省力化が図れる」(26.6%)が上位を占めている(図3)。会計上のメリットであるオフ・バランスシート効果については4.7%とわが国では低く、アメリカとは対照的である。この結果にしたがえば、リース情報を開示することには抵抗はさほどないと推測されるが、確定決算主義の仕組みから、オン・バランス化することは賃貸借処理から資本化処理に変更を意味するので、結果的に税務上のメリットを享受することができなくなり、企業のリース利用のメリットが大幅に減少することに繋がると思われる。したがって、わが国の場合には、アメリカとは別の視点からオン・バランス化の問題を捉えることが肝要であろう⁽⁶⁾。

図3 リース利用のメリット



〔出所〕リース事業協会『リース需要動向調査報告書』(1994年9月), 9頁。

3. リースの情報開示の実態

本節では、1995年3月期決算企業の中で、①SEC基準による連結財務諸表提出企業(26社)⁽⁷⁾②設備の状況の記載が比較的に詳細な企業(10社)、③リース利用率の高い業種(機械、食品、商業、金融・保険、運輸その他、ただし①、②を除く)から任意に抽出した企業(14社)⁽⁸⁾の合計50社の有価

証券報告書のデータを基に、設備の状況におけるリース情報の記載内容、並びに新設された経理の状況におけるリース情報の開示形式・金額・支払リース料と（該当するリース物件がその区分に含まれると思われる）所有資産の当期減価償却費との比率について調査した。ここで、①のSEC基準による企業を選択した理由は、連結ベースでアメリカの資本化基準に従った処理を採用している企業が、リース会計基準の適用で個別ベースでもその資本化処理が反映されているかを確認することを意図している。以下では、設備の状況と経理の状況についてその開示実態をみてみよう。

（1）設備の状況の記載内容の検討

証券取引法の規定により、「設備の状況」の項において、賃貸借中の設備の中でリース資産の利用状況を示すことが明示されている。そこでは原則として、生産設備・その他の設備の区分により、事業所別に、その主要なリース資産について、設備の名称、数量、リース期間、リース料、リース契約残高等を注記その他の方法で記載することが求められている。まず、「有価証券報告書の記載事例分析」に基づいて、昨年度と本年度の記載内容を比較してみよう（表2）。両年度を比較するとリース資産の記載をしている企業が20社ほど減少し（前年比6.7%減）、その反面その分がリース資産を記載しない企業にシフトした結果になっている。また記載事項では、リース資産の記載企業が減少した結果、リース契約残高（またはリース契約債務）を除いてほとんど減少した。しかしその中でも、リース会計基準の適用により、リース料を開示する企業数が増加することが予想されたが、結果的には89.4%で微増（前年比3.1%増）ではあったがその影響が若干みられたといえよう⁽⁹⁾。

表2 「設備の状況」におけるリース資産の開示状況

		(1995)	(1994)	(1993)	(1992)	(1991)
リース資産の記載の有無	① 記載あり	237	257	243	245	244
	② 記載なし	61	41	54	52	54
	③ 「該当なし」の旨を記載	2	2	3	3	2
	合 計	<u>300</u>	<u>300</u>	<u>300</u>	<u>300</u>	<u>300</u>
設備資産・その他の設備の区分	① 用途別に区分している	23	22	34	20	25
	② 用途別に区分していない	<u>214</u>	<u>235</u>	<u>209</u>	<u>225</u>	<u>219</u>
	合 計	<u>237</u>	<u>257</u>	<u>243</u>	<u>245</u>	<u>244</u>
記 載 事 項	① 物件名称	228	248	230	237	244
	② 数 量	178	197	173	171	171
	③ リース料	212	222	209	212	201
	④ リース期間	196	203	190	193	176
	⑤ リース契約残高またはリース契約債務	99	93	62	54	32
	⑥ リース資産のある旨	3	—	—	—	—

（資料）『別冊商事法務』（No.171, 159, 146, 139, 128）より作成。

調査対象企業（表3）についても、上記の結果と同様に設備の名称、数量、リース期間については、記載している企業が多いことがわかるが、調査対象企業の中ではリース料の開示をしていない企業が12社（小松製作所、日立製作所、東芝、日本電気、松下電器産業、本田技研工業、大日本印刷など）もあったのは意外であった。またリース契約残高については開示している企業数は13社（マキタ、松下電器産業、パイオニア、村田製作所、リコー、日本航空、明治乳業、品川燃料、ミツウロコ、高周波熱錬、日鉄鉱業、東芝機械、新潟鉄工所）に過ぎず、負債情報としての開示の重要性が十分認識されていないことが窺える。開示されている機械設備については、大半の企業が電算機及びその周辺機器を開示の対象としており、その他には輸送機器（主に営業用自動車）、産業機械、事務用機器、商業用機械設備を記載している企業もみられた。この結果は、需要動向調査に示されているわが国で利用率の高いリース物件の中で、金額的に高額の部類に入る設備が記載の対象になったものといえよう。

また、リース会計基準の適用に伴って、新たに記載されたものとして、リース物件が所有権移転外ファイナンス・リースに該当する旨を明示している企業も9社（日本ハム、クボタ、マキタ、松下電器産業、リコー、トヨタ自動車、ミツウロコ、シャープ、東芝機械）みられた。この点については、経理の状況でも明示されているが、設備の状況においても両者の相互関連性や情報の有用性の観点からリース設備毎に明確に示しておくことが今後求められよう。しかしその反面、当期の支払リース料の記載金額が経理の状況の記載金額と一致しているのはわずか6社（京セラ、旭光学工業、日本通運、オリンパス光学工業、新潟鉄工所、マルエツ）のみで、その他の企業は支払リース料の注記の金額が多い企業が22社、設備の状況の記載金額が多い企業は10社、さらに設備の状況に金額に記載がないために不明な会社が12社とバラバラであった。この点は、両者の相互関連性からみても、情報の信頼性からみても情報利用者をミスリードする恐れがあると思われる。おそらく不一致の原因については、設備の状況で主要なリース設備のみを記載しているケースでは、当然経理の状況の記載金額が多くなるとと思われるが、その逆のケースでは重要性の原則の適用（300万円基準）により注記を省略している設備があるものと推測される。しかし、その金額が大幅に乖離しているようなケース（三菱電機8,278百万円、オムロン9,458百万円、TDK1,349百万円、リコー1,942百万円、伊藤忠商事2,131百万円、日本航空4,526百万円、日本郵船6,969百万円、商船三井3,307百万円、シャープ5,773百万円、日本興業銀行1,934百万円）では、リース情報自体の有用性が問われることになるので、少なくとも両者の金額を近似させることや補足説明をするなどの改善が必要となろう。

(2) 経理の状況の記載内容（注記情報）の検討

前述のように、わが国において証券取引法の適用会社に対して、1994年4月1日から開始する事業年度から、リース会計基準を実務に適用することになった。ただし、リース会計基準の前文で述べているように、「本基準の実施に当たっては、関係方面に与える影響等を考慮し、その段階的实施を図る等の措置を講ずる必要があると考える」⁽¹⁰⁾として、実務界の意見やリース取引の実態を尊重して情報開示を段階的に拡充することが義務づけられており、1995年3月期決算企業にとっては、適用初年度に当たることになる。

具体的には、ファイナンス・リース取引については、所有権の有無に関わらず資本化処理を原則として要求しているが、例外として所有権移転外ファイナンス・リース取引については、注記情報と引き換えに賃貸借処理を容認している。そのために当該リースについて、資本化処理と賃貸借処理のどちらの処理方法を選択したかを、財務諸表の重要な会計方針の部に記載することとしている。そして適用初年度においては、所有権移転外ファイナンス・リースについて賃貸借処理を行う場合には、当期の支払リース料の金額を開示することが要求されていた。したがって、厳密に言えば、段階的实施は、所有権移転外ファイナンス・リースについて賃貸借処理を行った場合の開示に対して適用されることになる⁽¹¹⁾。

そこで、調査対象企業の中で原則的な処理である資本化処理を採用した企業の有無、あるいは例外的処理の場合の注記の形式の違いについて調査した（表3）。

まず、リース会計基準の原則的処理、すなわち貸借対照表本体に資本化処理したかという点については、所有権移転ファイナンス・リースはわが国ではほとんど存在せず、これまで税務上も売買処理をしているために、今回の基準の適用によってもそれが明示されている企業は見当たらず、これまでの実務と変わらないと思われる。所有権移転外ファイナンス・リースについては、わが国リース取引の大半がこれに該当するという意味で注目されたが、オン・バランス処理をしている企業は存在しなかった。したがって、すべての調査企業に、例外規定である賃貸借処理を採用している旨の記載がみられた（事例1参照）。特に調査の一つの関心事として、SEC基準による連結財務諸表企業の開示が注目されたが、残念ながら個別ベースでは他の日本基準採用企業と横並びであった。さらに、その記載形式も調査した企業がすべて同一の形式であり、情報の有用性という点でも乏しい結果となった。この結果は適用前の段階である程度予測されたことであるが、改めて会計人に対してリース会計基準の有効性を問うことになる事実として捉えるべきであろう。

事例1（日本ハムの開示例）

① 重要な会計方針

	第49期	第50期
6. リース取引の処理方法		リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

② 貸借対照表の注記
(リース取引関係)

第49期 (自 平成5年4月1日 至 平成6年3月31日)	第50期 (自 平成6年4月1日 至 平成7年3月31日)
	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記 支払リース料 757百万円

そこでリース資産の重要性を測る一つのメルクマールとして、リース物件の支払リース料の金額が、当該リース物件がその区分に含まれると思われる設備資産の当期減価償却費に比較してどの程度の割合なのかを調べてみた。本来ならば、リース物件のリース料総額と所有資産の取得原価、リース契約期末残高と所有資産の未償却原価などを総合的に勘案して判断すべきであるが、それらの金額は不明であるので、ここでは上記の指標を用いることにした。調査対象会社のなかでは、30%以下の割合が22社と一番多かったが、その反面では100%を超える企業が19社もあり、設備資産におけるリース利用の高さを物語る結果も示された。確かに、リース物件の性質からいえば、コンピュータなどの情報関連機器は企業の基幹設備とはいえないので、企業としてはオン・バランスすることにはかなりの抵抗があることは否めないであろう。しかし、所有資産の減価償却費に比べて圧倒的に支払リース料の金額が多い企業（ワコール、旭光学工業、三井物産、伊藤忠商事、日本郵船、大阪商船三井、明治製菓、新潟鉄工所など）については、重要性の観点から考えて、注記情報だけでその経済的実態を忠実に反映することになるのか疑問の余地が残る。さらに、日本航空のように、基幹設備である航空機の総機数169機のなかで54%（92機）がリース機であり、支払リース料の金額も40.7%にも達するような状況では、注記だけでその情報を開示することは不十分であり、貸借対照表の本体にその情報を記載することも将来的に検討すべき必要があろう⁽¹²⁾。

表3 リース情報の開示状況 (50社)

① SEC基準による連結財務諸表提出企業

(会 社 名)	(設 備 の 状 況 の 記 載)	(支払リース料の注記)	(減価償却費との割合)
(1) 日本ハム	I B Mコンピューター2台 4～7年 年間リース料 445百万円 所有権移転外リース オフィスコンピュータ 112台 5年 186百万円 所有権移転外リース (合計 631百万円)	757百万円	機械装置の26.7%
(2) ワコール	中型コンピュータ19台 リース料 496百万円 レンタル期間3年 物流用搬送機器2台 リース料63百万円 リース期間7年 (合計 559百万円)	909百万円	機械装置・車両運搬具の4132%
(3) 富士写真フイルム	コンピュータ一式 賃借料 728百万円	1,305百万円	機械装置・工具器具備品の9%
(4) 小松製作所	大型計算機3台 中型計算機7台及びその周辺機器 (金額記載なし)	3,475百万円	機械装置の34.7%
(5) クボタ	製造用金型1式 2,691百万円 所有権移転外リース 電子計算機及び周辺機器1式 926百万円 所有権移転外リース 営業用車等 529台 592百万円 所有権移転外リース (合計 4,209百万円)	4,287百万円	機械装置・車両運搬具の30.8%
(6) 日立製作所	半導体・コンピュータ等のエレクトロニクス関連製品の製造設備 (金額記載なし)	23,963百万円	機械装置の28.6%
(7) 東芝	ユエーシー-東芝情報システムからの大型電算機 (金額記載なし)	2,212百万円	機械装置の1.9%
(8) 三菱電機	三菱電機クレジットからの大型電算機 月額リース料54百万円 期間5年 (合計 648百万円)	8,926百万円	機械装置の19.4%
(9) マキタ	電子計算機2セット 5年 月額リース料14百万円 リース契約残高 415百万円 所有権移転外リース 営業用車両 626台 5年 月額リース料15百万円 リース契約残高 451百万円 所有権移転外リース (合計 348百万円)	553百万円	機械装置・車両運搬具の27.4%
(10) オムロン	I B M機械装置5式 年間リース料 884百万円 リース期間5年	10,342百万円	機械装置の187%
(11) 日本電気	設備の記載なし	1,157百万円	機械装置の5.6%
(12) 松下電器産業	大型電子計算機及び周辺機器並びに事務機器 リース契約債務19,413百万円 所有権移転外ファイナンス・リース (金額記載なし)	11,833百万円	機械装置・工具器具備品の25.1%
(13) ソニー	設備の記載なし	3,342百万円	機械装置の8.4%
(14) T D K	情報処理設備 I B M9021システム 1式 473百万円 リース期間5年 富士通VP-2100/10S 1式 84百万円 5年 (合計 557百万円)	1,906百万円	機械装置の14.6%
(15) パイオニア	コンピュータ等の設備4～6年 当期リース料総額 3,753百万円 リース契約残高 6,631百万円	2,733百万円	機械装置の110.8%
(16) 京セラ	事務機器2887台 3～6年 通信機器 279台 3～6年 自動車 581台 1～3年 (リース契約) リース料 1,722百万円	1,722百万円	機械装置・車輛運搬具・工具器具備品の13.7%
(17) 村田製作所	中央演算処理装置 1セット リース期間4年 支払リース料 415百万円 リース契約債務 353百万円 外部記憶装置 10台 4年 支払リース料 136百万円 リース契約債務 185百万円 (合計 551百万円)	262百万円	機械装置の8.7%

(18) 本田技研工業	大型コンピュータ23台 オフィスコンピュータ 232台 (金額記載なし)	5,162百万円	機械装置の20.7%
(19) 旭光学工業	大型コンピュータ8台リース期間5年 生産設備72台 6～8年 金型3年 年間リース料 1,718百万円	1,718百万円	機械装置の 479%
(20) リコー	詳細なデータ有り 製造用設備 研究用設備 O A化設備 (台数、期間、当期リース料・レンタル料 1,815百万円、リース 契約残高、リースの分類)	3,757百万円	機械装置の59.9%
(21) 大日本印刷	製版用機器 事務用コンピュータ 事務用機器 (金額記載なし)	5,158百万円	機械装置・工具器具備品の15.7%
(22) 伊藤忠商事	汎用コンピュータ及び周辺関連設備 5機種 数量 リース期間 当期支払リース料 965百万円 (個別に記載)	3,096百万円	機械装置の 1,186%
(23) 丸紅	不動産のみで設備の記載なし	927百万円	機械装置の 195%
(24) 三井物産	不動産のみで設備の記載なし	4,142百万円	機械装置の 2,480%
(25) 三菱商事	不動産のみで設備の記載なし	3,315百万円	機械装置の 274%
(26) 三菱銀行	I B Mホストコンピュータ及び周辺機器 1式 4～6年 年間リース料 2,422百万円	2,621百万円	動産の16.1%明細の区分 なし

② 設備の状況の詳細な企業及びリース利用率の高い業種に属する企業

(会 社 名)	(設 備 の 状 況 の 記 載)	(支払リース料の注記)	(減価償却費との割合)
(1) 全日空	総機数 141中47機がリース機 (33%) リース先を個別に記載 (金額記載なし)	7,964百万円	航空機の16.4%
(2) 日本航空	総機数 169中92機がリース機 (54%) 年間リース料38,717百万円 リース契約残高 321,158百万円	34,191百万円	航空機の40.7%
(3) 日本郵船	コンテナパン 年額リース料11,196百万円 リース期間1～9年 レンタル・リース契約	4,227百万円	車両運搬具の 5,351%
(4) 商船三井	電子計算機 年額リース料 913百万円 3～8年 コンテナ 年額リース料13,113百万円 1～10年 (合計14,026百万円)	10,719百万円	機械装置・車両運搬具の 20,328%
(5) 日本通運	車両運搬具 年間リース料 339百万円 電子計算機 年間リース料 2,979百万円 その他事務機械 年間リース料 1,725百万円 (合計 5,043百万円)	5,044百万円	機械装置・車両運搬具の 32.7%
(6) 富士重工業	生産設備 (自動車製造設備) 台数 契約期間記載有 月額リース料 446百万円 その他の生産設備 (電子計算機及び周辺機器等) 月額リース料・レンタル料 195百万円 (合計 7,692百万円)	8,290百万円	機械装置の50%
(7) トヨタ自動車	大型電子計算機 当期支払リース料 4,442百万円 所有権移転外ファイナンス・リース	5,641百万円	機械装置の4.57%
(8) 明治乳業	大型コンピュータ 中・小型コンピュータ及びパソコン 自動車 販売機材 自動充填機台数 期間2～5年 リース・レンタル年間総額 6,937百万円 リース契約残高 152億2200万円	5,400百万円	機械装置・車輛運搬具・ 工具器具備品の51.1%
(9) 雪印乳業	生産設備 (市乳充填機・アイスクリュー充填機) 販売設備 (市乳自動販売機) その他の設備 (大・中・小コンピュータ、営業用等車輛) 年間リースレンタル料 5,877百万円	6,285百万円	機械装置・車輛運搬具の 69.7%

(10)森永製菓	キャンディ・チョコレート・スナック・キャラメル等の菓子製造設備 リース期間7年 年間リース料 1,126百万円 ショークース・自動販売機 リース期間5年 年間リース料 1,267百万円 コンピュータシステム リース期間5年 年間リース料 1,175百万円 (合計 2,867百万円)	3,587百万円	機械設備の 112% 工具器具備品の 1,829%
(11)明治製菓	営業用車両 リース期間3～4年 年間リース料 404百万円 研究所試験分析機器類 リース期間3～5年 年間リース料 246百万円 食料製造設備 リース期間3～5年 年間リース料 246百万円 菓子製造設備 リース期間3～5年 年間リース料 246百万円 (合計 1,364百万円)	1,631百万円	営業用車両の 1,154% 機械装置の7.12%
(12)美津濃	生産設備・その他の設備ごとに数量 リース期間 月額リース料 151百万円 契約方式 (合計 1,812百万円)	1,620百万円	機械装置・車両運搬具・ 工具器具備品の 239%
(13)品川燃料	営業用車両 ホストコンピュータ オフィスコンピュータ毎に 台数 リース期間 年間リース料合計 215百万円 リース契約残高 404百万円	190百万円	機械装置・車両運搬具の 104%
(14)ミツウロコ	営業用車両 3年 年間リース料60,661千円 リース契約債務64,838千円 富士通大型コンピュータ オリベッティコンピューター 年間リース料 184,007千円 リース契約債務 376,403千円 所有権移転外ファイナンス・リース (合計 244,668千円)	125,558千円	車両運搬具の 1,914% 機械装置の45%
(15)オリンパス光学	機械装置 事務機器及び電子計算機 リース期間4年～6年 当期支払リース料 1,710百万円	1,710百万円	機械装置・工具器具備品 の25.6%
(16)シャープ	コンピュータ及び周辺機器 年間リース料 7,287百万円 所有権移転外ファイナンス・リース	130,60百万円	機械装置の50%
(17)高周波熱線	大阪工場・平塚工場・湘南事業所 オフィスコンピュータ・文書 管理システム リース料22,604千円 リース契約残高39,444千円	100,170千円	機械装置の 9.1%
(18)日鉄鉱業	9つの事業所毎に資産の名称 台数 契約期間 年間リース料 767,743千円 リース契約残高 1,070,392千円	840,106千円	機械装置の38.1%
(19)東芝機械	乗用車81台 リース期間3年 年間リース料54百万円 リース契約残高58百万円 所有権移転外リース 電子計算機ACOS-830 1式 3年 193百万円 リース契約残高 258百万円 所有権移転外リース (合計 247百万円)	466百万円 (300万円以下は省略の説明有り)	機械装置・車両運搬具の 26.5%
(20)新潟鉄工所	機械装置 リース期間6～7年 年間リース料 455百万円 工具器具備品 リース期間3～5年 年間リース料 1,568百万円 車両運搬具 リース期間3～4年 年間リース料 313百万円 リース契約残高 3,148百万円 (合計 1,263百万円)	1,263百万円	機械装置の30% 工具器具備品の 161% 車両運搬具の 1,304%
(21)日立精機	VE26他工作機械製造設備 リース期間6年間 年間リース料 260,489千円 IBM CADAM システム リース期間5年 年間リース料33,075千円 (合計 293,564千円)	303,585千円	機械装置の 114%
(22)マルエツ	情報関連機器 POS関連機器その他 支払リース料 2,034百万円 リース期間5年	2,034百万円	器具備品の 124%
(23)第一勧業銀行	IBM電算機 リース期間6年 年間リース料20百万円 自動預金払出機・コンピュータ端末機等 リース期間5～6年 年間リース料 2,949百万円 パソコン等 リース期間8年 1,946百万円 車輛 リース期間3～6年 年間リース料 983百万円 (合計 5,898百万円)	4,915百万円	動産の64.2%
(24)日本興業銀行	汎用大型電子計算機 3台 リース期間4～5年 年間リース料 1,523百万円	3,457百万円	動産の88%

(注) 設備の状況の記載部分の(合計)とは支払リース料の金額を合算したものを示している。

4. 基準の有効性と今後の課題

本稿では、リース会計基準がわが国において適用されたのを機に、その有効性を探る手掛かりとしてリース情報の開示実態について検討を加えてきた。リース利用企業にとっては、適用初年度に当たるので実務における円滑な運用に苦慮したと思われる。しかし、その開示実態を見ると、所有権移転ファイナンス・リースについての開示企業は見当たらず、所有権移転外ファイナンス・リースについても、調査した企業はすべて賃貸借処理を採用し、注記でリース情報を開示しているのみで、資本化処理をしている事例はなかった。

所有権移転ファイナンス・リースについての開示が見当たらない点については、税法の規定が主導的な役割を果たしている結果といえる。前述のように、リース通達はリース会計基準の公表以前における実質的な実務指針として機能してきた。そして、基準の適用範囲外の取引については、現在でも会計処理基準として強制力をもっているものである。リース取引の中で、リース会計基準で所有権移転リースに該当するものは、税法では売買と認められており、それについては割賦販売ないし延払条件付き譲渡としての処理が要求されている。したがって、所有権移転リースに該当する取引を税法に基づいて割賦売買として処理した場合には、リース会計基準の適用外の取扱いを受け、さらに表示上も所有資産との区別がされないの、その存在は貸借対照表上では明示されない結果となる。この問題は、端的に言えば“税法の逆基準性”が、リースの会計上の取扱いについても大きな影響力を行使していることを意味しているといえる⁽¹³⁾。

また所有権移転外ファイナンス・リースについても、原則である売買処理を採用せず、調査対象企業のすべてが例外規定である賃貸借処理を採用しているという事実を見ても、税法の影響は否めないところである。段階的適用の初年度であることを割り引いても、会計基準の意図する開示の実態が果たして全面適用の時期に期待できるかどうか疑問の余地が残る。このような点から考えると、わが国においては、リース情報に限らず、企業のステイクホルダーに対して、より忠実に企業活動を反映した財務情報を提供するためには、確定決算主義を見直し、いかに税務会計と企業会計を分離した形で考えるべきかという課題を解決することに帰着すると思われる。そうしないかぎり、わが国では、ディスクロージャーの面で企業の経済的実態を適切に表示することは難しいと言わざるを得ない。

そこで、リース会計基準の有効性という視点から、その改善の方向性を探ってみたい。借手の会計処理は、今後の方向性としては、「注記情報の充実」に向かう可能性が高いと思われる。すなわち、大半のリース取引が該当する所有権が移転しないリースについて、例外的処理とされている賃貸借処理が従来通り採用され、所定の注記がされることになる。この方向性については、わが国のリース取引では、確定決算主義による税法上のメリットの維持という目的に加えて、リース物件

の所有権が貸手に帰属し、リース終了時に物件の返還義務があるという法的形式が重視されていることに起因しており、借手自身も「物を借りる」という認識が依然として強いために、賃貸借処理の採用を助長する結果になるといえる。したがって、このような前提に立てば、リース会計基準の設定の段階で上記の方向性が織り込み済みであったかは別として、わが国では、現実には機能しないことが予想される資本化基準に固執するよりは、注記において資本化情報の充実を図る方策を当面は模索することが現実的ではなかろうか。つまり、リース会計基準では、全面適用の段階で資本化に相当するような資産情報、負債情報、損益情報、処理基準等を開示することが要求されているので、それらの情報を企業に適正に開示させることによって、財務諸表の透明性を高めると同時に、財務諸表の比較可能性を確保することはある程度可能になると思われる⁽¹⁴⁾。換言すれば、わが国におけるリース取引の実質を優先して、所有権移転外ファイナンス・リースについては、“注記による資本化基準”という形でわが国のリース会計基準の独自性を位置づけたとしても、会計基準の国際的調和化という要請に逸脱したことにはならないと思われる⁽¹⁵⁾。もちろんそのためには、注記の省略や簡略注記がとられることにより、注記自体も形骸化してしまうことになればその有用性は著しく損なわれる結果となる。したがって、“注記による資本化基準”という位置づけの明確化と同時に、それが有効に機能するためには、今後の動向を踏まえて重要性の原則の見直しの作業も極めて重要な課題となるとと思われる。そしてこのことが、将来的にリース取引の本体計上を含めたリース会計基準の精緻化へと繋がるのではなかろうか。

(注)

- (1) わが国のリース取引に関する会計処理及び開示の基準は、現在では①法人税法個別通達(1978年7月、1988年3月)、②リース取引に係る会計基準に関する意見書(1993年6月、大蔵省企業会計審議会)、③リース取引の会計処理及び開示方法に関する実務指針(1994年6月、日本公認会計士協会会計制度委員会)、④リース取引に係る監査上の取り扱い(1994年5月、日本公認会計士協会監査委員会報告第54号)などが適用されている。
- (2) 単独決算においては、適用初年度(1994年度)はファイナンス・リース取引の会計方針と支払リース料を記載することになっている。第2年度目(1995年度)は未経過リース料期末残高を追加し、第3年度目(1996年度)から全面適用となる。
- (3) 所有権移転外ファイナンス・リースの判定においては、90%基準が原則的基準であり、75%基準は補完的基準として位置づけられているので、実務上は前者の基準が実質的に機能することになる。
- (4) リース会計基準の詳細については、以下の文献を参考にされたい。
 新井清光・加古宜上編『リース会計基準詳解』中央経済社、1994年。
 小宮山賢「リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針の解説」『J I C P A ジャーナル』№465、1994年4月。

- (5) わが国のリース取引の特徴については、森住祐治「リース取引の現状とリース会計基準への対応ー貸手企業の立場から」旬刊経理情報編集部編『リース会計実務のすべて』中央経済社、1994年、43～70頁に詳説されている。
- (6) 日米のリース取引や会計基準の相違点については、拙稿「わが国リース会計基準の針路ーリースの日米比較を踏まえてー」『産業経理』第54巻第3号、1994年10月を参照にされたい。
- (7) ここでは50社を記載しているが、実際の調査では150社程度の開示状況を調査した。またS E C基準の適用会社のなかで、三洋電機は11月決算であり、イトーヨーカ堂は2月決算であるために調査対象企業からは除いてある。
- (8) リースの利用率の高い業種については、製造業では、機械（3,840億円）、食品（1,609億円）、化学（979億円）であり、非製造業では、商業（7,179億円）、金融・保険（3,829億円）、通信・運輸（1,653億円）、建設・不動産（1,600億円）である（リース事業協会『リース需要動向調査報告書』1994年9月、40頁）。
- (9) リース事業協会の行った「設備の状況」におけるリース取引の開示状況の調査（1991年度）によれば、調査対象企業2,094社のなかで、1,785社（85.5%）がリース取引を開示しており、年間リース料の開示は1,648社（92.3%）に達していることが示されている。
- (10) 「リース取引に係る会計基準に関する意見書」企業会計審議会第一部会（1993年6月17日）、1頁。
- (11) リース会計基準の企業の具体的な対応については、以下の文献に日立グループの例が示されている。
逆瀬重郎「リース会計基準への対応ー日立グループの取組み例」『C O F R I ジャーナル』第19号、1995年6月。
- (12) この点については、日本航空は国内線に賃借航空機を積極的に導入することにより、収益改善を図る対策を講じていることから、所有資産との同一の経済的実態として捉えるべきと思われるし、負債のサイドでもリース契約残高の金額が長期借入金、社債に次ぐ高い割合を占めている状況がみられる。詳細については、拙稿「重要テーマの事例研究：リース」伊藤邦雄・醍醐聡・田中建二編集『事例研究・現代の企業決算』中央経済社、1993年、101～106頁を参照されたい。
- (13) ただし、一部の自動車会社では、リースした部品の金型が他への転用が難しいとの理由で所有権移転ファイナンス・リースと判定されたため、リースの利用を止めるケースも現実には起きている（『週間ダイヤモンド』第83巻53号、1995年12月23日、16頁）。
- (14) 最近では、リース会社によるリース会計基準対応ソフト（例えば、日本リースのLease Manager）の開発の進んでおり、その導入によりリース利用企業の事務負担も軽減されると同時に、リース資産を含めた固定資産の一元化管理に拍車がかかると思われる。
- (15) もう一つの方向性として、企業にとって基幹設備を構成するものについては資本化処理をし、賃貸借的性質が強いものについては脚注開示という“折衷型基準”の適用も考えられる。この点については、前掲稿、『産業経理』第54巻第3号、1994年10月を参照されたい。

（付記）本稿は、愛知学院大学経営管理研究所の個人プロジェクト（1994年度）の助成を一部受けている。ここに記して感謝の意を表したい。

（1995年11月30日受理）